

市民の皆さんの意見を募集します

美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例（素案）

応募・問合せ 環境係 ☎ 6 2 - 3 1 4 5 ✉ kankyou@city.bibai.lg.jp

太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全で安心な生活環境の確保と良好な自然環境の保全に寄与するため、美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例（素案）を作成しました。

〈募集期間〉 4月1日(水)～30日(木) 〈意見の検討結果〉 5月中旬までに公表

美唄市犯罪被害者等支援条例（素案）

応募・問合せ 生活交通係 ☎ 6 2 - 3 1 4 2 ✉ koutsu@city.bibai.lg.jp

犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、美唄市犯罪被害者等支援条例（素案）を作成しました。

〈募集期間〉 4月1日(水)～30日(木) 〈意見の検討結果〉 5月中旬までに公表

提出方法 所定の用紙に住所、氏名、連絡先を記載し、持参、郵送（住所などは24ページ参照）、FAX 6 2 - 1 0 8 8、メールアドレスへ送信のいずれかにより担当係へ



素案および意見提出用紙の配置場所

各担当係、市役所 1 階ロビー、市民会館、図書館、保健センター、子育て支援センター、総合体育館、市民ふれあいサロン（コアビバイ内）に配置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

第7期美唄市総合計画後期基本計画の策定

問合せ
企画戦略係
☎ 3 5 - 7 7 5 1

「第7期美唄市総合計画」の基本構想に掲げる都市像「ともに支え合い わかちあう 田園文化 創造都市 びばい」を実現するための施策の方向性などを示した「後期基本計画」を策定しました。本計画は、企画財政課で配布（有償）しているほか、市ホームページからもご覧になれます。



第7期美唄市総合計画後期基本計画の主な特徴

後期基本計画と地方版総合戦略の統合

人口減少対策とまちづくりを加速させるため、「第3期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定しました。

施策体系の見直し

社会情勢の変化に合わせ、従来の施策を整理・統合し、より効率的で実効性の高い29施策へ再編しました。

建物の解体費用を助成します

問合せ
住宅係
☎63-0140

空家住宅等解体助成金

市民の安全で安心な生活環境を確保するため、以下の条件を満たす空き家等の解体および撤去にかかる費用の一部を助成します。事前に調査申請が必要ですので、必ず着工前に問い合わせください。

空き家等…居住その他の使用がなされていないことが一定期間ある建築物（戸建て住宅、長屋および事業所等）や敷地内の塀、物置、立木など

事業所等…店舗、工場、事務所、営業所、倉庫、自動車車庫などの事業目的に活用されていたもの

- 募集件数** 20件程度（応募多数の場合は、解体工事を行う必要性の高いものを優先）
- 助成対象物件** 事前調査の結果、助成対象物件と認められた空き家等
- 助成対象者** 空き家等の所有者等
- 対象工事** 空き家等を解体し、撤去および処分後、さら地とするための工事
- 助成額** 助成対象工事にかかった費用の2分の1とし、100万円（事業所等は200万円）を限度に助成
※家財道具や車両などの動産の処分に伴う費用は対象外

- 申請受付** 4月6日(月)～5月8日(金)
- 申請方法** 住宅係に配置または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、位置図（付近見取り図）と現況写真を添付し持参または郵送（住所などは24ページを参照）

助成対象物件に該当した場合、交付申請の手続きを案内します。



町内会館等解体撤去事業助成金

町内会組織で維持することが困難となった町内会館等の解体および撤去にかかる費用の全部または一部を助成します。着工後の申請は対象外となりますので、必ず着工前に申請をしてください。

- 募集件数** 3件程度
- 助成対象物件** 各町内会が所有する集会施設で、利活用されないことが明らかな建物
- 対象団体** 町内会館等を現に管理する町内会または連合体
- 対象工事** 町内会館等を解体し、撤去および処分後、さら地とするための工事
- 助成額** 助成対象工事のうち、50万円を限度に助成します。
※家財道具や車両などの動産の処分に伴う費用は対象外

- 申請受付** 4月6日(月)～10月30日(金)
- 申請方法** 住宅係に配置または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、位置図および現状写真、解体撤去に係る経費の見積書を添付し、持参



空き家は適正に管理しましょう

春は、冬の間の積雪等で傷んだ屋根材などが強風で飛散し、通行人や近隣へ被害を及ぼす恐れがあるほか、夏は、草木が生い茂ることで、害虫や害獣の発生、枯れ草への引火などの恐れもあります。

空き家の管理は所有者等の責務ですので、定期的に点検を行い、補修や草木の剪定など安全を確保してください。

危険な状態のまま放置し、「特定空き家等」と判断された場合、市から助言や指導等、さらに勧告が行われると、固定資産税等の軽減措置が適用されなくなるほか、改善命令に違反した場合は50万円以下の過料となることがあります。

市では管理方法などの相談を受け付けているほか、市ホームページに管理のポイント等を掲載していますのでご確認ください。

